

# 空心

**沖縄県畜産分野で初!  
伊盛牧場がみどり認定を  
取得しました!!**

あります。沖縄総合事務局ではこれからも環境に優しく持続可能な農林水産業を応援します。

「みどり認定」とは、令和4年7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用を減らすなど、環境に優しい農業を行う者を支援・促進するための認定制度です。

このたび、石垣市で酪農経営と農畜産物の加工販売を行っている「農業生産法人有限会社伊盛牧場」が、沖縄県の畜産分野では初めてとなる「みどり認定」を、7月9日付けで取得しました。これを受け、7月14日に沖縄県八重山農林水産振興センターで認定証の交付式が行われました。

代表の伊盛米俊さんは、これまで自らの牧草地において、飼養牛から生産した堆肥を肥料として投入したり、天地返し（※深層の土を表層に入れ替える作業）による除草を行なうなど、環境に配慮した農業を実践してきました。今後もこうした取組を継続し、化学肥料や化学農薬（除草剤）の使用低減を目指していくことをとしています。



伊盛牧場 伊盛米俊代表



自給牧草を食べる乳牛



みどり認定証交付式の様子



沖縄総合事務局では、道路保全に関するさまざまな取組を行っています。

その中でも今回は「特殊車両の指導・取締」について紹介します。特殊車両とは、通常の車両よりも重さや大きさが規定を超えた車両を指し、通行の際には道路管理者から許可が必要となります。コンテナ車やトラッククレーンなどが代表例です。重い車両や寸法の長い車両は、道路を傷めたり、交差点での事故の原因となるため、道路管理者のチェックが不可欠なのです。

令和7年7月2日に嘉手納町野国にて嘉手納警察署の協力の下、通行規制を行いながら特殊車両の検査を行いました。約2時間で4台の車両の検査を行い、結果として2台の車両の違反が発覚したため、警告書にて指導を行いました。

今回も嘉手納警察署をはじめ周辺の道路利用者の協力により、安全に取締を実施することができました。今後も快適な道路環境の実現に向けてご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

# 空心

**特殊車両の指導・取締を  
実施しました!**

お問合せ先  
農林水産部 生産振興課  
☎ 098-866-1653



お問合せ先  
南部国道事務所 管理第一課  
☎ 098-861-2436